

## 県指定有形文化財の指定

種 別	彫刻の部
名称・員数	木造千手観音菩薩立像 及び 脇侍木造毘沙門天立像、脇侍木造不動明王立像 3躯
所 在 地	東村山郡中山町大字岡字小立目1019番地1（岡村觀音堂）
所 有 者	正法寺
有形文化財の建造物にあっては、構造、形式、高さ、その他大きさ等	<p>①木造千手観音菩薩立像      本像は鎌倉時代初期に平安時代後期の様式（目、鼻、口が大きくあらわされること、面奥が深いこと等）で制作されたもので、樹種や作風を考え合わせると、本像を含めた三尊像は当初から三尊構成で制作されたものと思われる。この三尊構成は平安時代後期の京都における新しい尊像構成であり、それが地方に伝播していた遺品として歴史的意義がある。さらに頭上面の数や印相（手指の形）は珍しい図像であり、貴重な例といえる。</p> <p>②木造毘沙門天立像      表面の彫り直しや全体的な補修を考えても、左にひねった腰つきの伸びやかさや、天衣の浅く柔らかみを持った表現、直線的で長くあらわされた前立てなどは当初の形状を残すと思われ、それらは平安時代後期の表現に通ずるものと思われる。顎を引いて直立する姿勢や上半身が短く足の長い体形、さらに甲や衣文（しわ）などは簡素にあらわされるなど、③の不動明王立像と共通するものがある。</p> <p>③木造不動明王立像      表面の彫り直し部や部分的な後補部があるものの、全体としては当初の形態を残していると思われる。上半身が短く足が長く、姿勢が直立に近く、なで肩となる体形で、忿怒相（怒りの形相）ではあるが穏やかな表情となること、さらには条帛（じょうはく、体に巻いている布）や腰布、衣文の柔らかな質感を感じさせる表現などの様式が古風で、平安時代後期の作風をみせる。</p>
年代、沿革、由来等	平安時代後期、10世紀後半～11世紀前半の様式が見られるが、本像から採取した推定最外年輪分の試料を用いて実施した放射性炭素年代測定と、除去された辺材の推定年輪数を加算して推定した結果、使用された木材の伐採年代は1185～1274年

	<p>の間と推定された。</p> <p>したがって、本像は鎌倉時代初期に平安時代後期の様式で制作されたものと考えられる。</p> <p>さらに樹種同定調査から本像に使用された材の樹種は脇侍像である不動明王立像、毘沙門天立像と同じくカツラ材と同定された。脇侍像の作風を考え合わせると、本像を含めた三尊像は当初から三尊構成で制作されたものと思われる。</p>
指定を要する理由等	<p>木造千手觀音菩薩立像は昭和43年に中山町有形文化財として指定されていたものであるが、制作年代については11世紀後半～12世紀初期とする見解と16世紀とする見解があった。令和元年に新たに科学的調査を伴う総合調査が行われた結果、鎌倉時代初期の制作であり、また本尊像のみではなく、木造毘沙門天立像及び木造不動明王立像を含めた三尊像としての新たな価値が見出された。</p>



木造毘沙門天立像



木造千手觀音菩薩立像



木造不動明王立像